

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令  
第五条第一項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

平成二十四年四月二十三日

広島県収用委員会

- 一 通知を受けるべき者  
別紙のとおり
- 二 通知すべき事項を記載した書類の名称  
県道尾道新市線改築工事（広島県尾道市原田町梶山田地内）に係る土地収用事件の第一  
回審理開催の通知
- 三 土地等の表示

| 所在                        | 地番         | 地目 |    | 地積    |             | 収用（使用）しよ<br>うとする土地の面<br>積（㎡）             |
|---------------------------|------------|----|----|-------|-------------|--|
|                           |            | 公簿 | 現況 | 公簿（㎡） | 実測（㎡）       |  |
| 尾道市<br>原田町<br>梶山田<br>字白埴山 | 一二四八番<br>一 | 山林 | 山林 | 一二二六  | 一六一八・<br>〇二 | 五六六・九八<br>うち収用<br>五五九・一四<br>うち使用<br>七・八四 |

- 四 通知すべき事項を記載した書類を保管している部局の名称及びその所在地  
広島県土木局土木総務課  
広島市中区基町一〇番五二号  
(注意) 右書類を受領しないときは、平成二十四年五月十四日に、その通知があったもの  
とみなされます。

(別紙)

| 氏名     | 住所  |
|--------|---|
| 清水 久   | 不明  |
| 清水 章互  | 43040 Corte Cabrera Temecula, California 92592, USA |
| 清水 久栄  | 大阪府枚方市東香里新町11番20号                                   |
| 清水 清香  | 大阪府枚方市茄子作3丁目30番21号                                  |
| 神谷 省二  | 大阪府大阪市住吉区长居2丁目11番17-505号                            |
| 井上 格平  | 不明  |
| 神谷 常臧  | 不明  |
| 清戸 栄藏  | 不明  |
| 清戸 コユ  | 不明  |
| 高橋 松次郎 | 不明  |

次の登記名義人に、すでに通知すべき事項を記載した書類の通知を受けた者及び上記の者の外、相続人が存在する場合、当該相続人

| 氏名        | 住所                |
|-----------|-------------------|
| (亡) 清水利一郎 | 尾道市原田町梶山田204番邸    |
| (亡) 井上宇太郎 | 尾道市原田町梶山田193番次1番邸 |
| (亡) 畑初次郎  | 尾道市原田町梶山田2648番地   |
| (亡) 清水為次郎 | 尾道市原田町梶山田205番邸    |